

群馬県ツキノワグマ出没対応体制構築事業に係る

公募型プロポーザル実施要領

本要領は、委託事業の実施にあたり、民間事業者の企画提案を広く募集し、受託者として選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

群馬県ツキノワグマ出没対応体制構築事業

2 趣旨

ツキノワグマの出没による人身被害の発生抑制を目的に、県民や市町村職員に対して研修等を実施することにより、ツキノワグマの生態や出没対応の浸透を図り、地域の対応力の向上につなげる。

3 業務の内容

仕様書（案）のとおり

※本事業は国交付金を活用するため、国の要綱・要領の改正に伴い変更する可能性あり

4 予算額（委託上限額）

5, 000千円（税込）

※令和8年度群馬県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合や、国交付金が要望どおりに交付決定されなかった場合は変更の可能性あり。

5 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

6 参加資格

以下の全ての要件を満たしていること。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者で

ない者

- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・下記 9 により参加申し込みをした者

7 スケジュール

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 質問受付期限 | 2月12日（木）午後5時【必着】 |
| (2) 質問回答 | 2月17日（火）予定 |
| (3) 参加申込み期限 | 2月19日（木）午後5時【必着】 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 2月24日（火）午後5時【必着】 |
| (5) 審査結果通知 | 3月11日（水）（予定） |
| (6) 契約締結 | 4月 1日（水）（予定） |

8 質問及び回答

(1) 質問様式

質問票（様式1）

(2) 受付期限

令和8年2月12日（木）午後5時必着

(3) 提出方法

電子メールとする。（kanshizen@pref.gunma.lg.jp）

※提出した旨を電話で連絡すること。

※件名を「群馬県ツキノワグマ出没対応体制構築事業 質問」とすること。

(4) 質問に対する回答

令和8年2月17日（火）までに電子メール等の文書にて回答し、参加者全員に
係るものについては、ホームページ上に随時掲載する。

9 参加申し込み

(1) 提出書類

参加申込書（様式2）

(2) 提出期限

令和8年2月19日（木）午後5時必着

(3) 提出方法

電子メールとする。（kanshizen@pref.gunma.lg.jp）

(4) その他注意事項

提出期限までに参加申込書の提出がなかった場合は、企画提案書の提出は受け付けないものとすること。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式3）

イ 暴力団排除に関する誓約書（様式4）※1

ウ 課税（免税）事業者届出書（様式5）※1

エ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの、写し可）※2

オ その他添付書類（a～c）

a. 直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書又はこれらに類する書類※1

b. 過去5年間におけるツキノワグマの生態や行動、出没対策、捕獲技術等に関する国または地方公共団体の業務の受託実績のうち、主なものの書類の写し

c. 法人等のパンフレット等（ただし、既存のものがある場合のみで可）

※1 期限が有効なもので、既に自然環境課に提出している場合には、そのことを申告することにより省略することも可能。

※2 「群馬県 物品・役務競争入札参加資格者名簿」搭載者は提出不要。

(2) 提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時必着

(3) 提出方法

電子メールとする。添付ファイルを含め7MBを超える場合は、提出方法について県に相談すること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

※件名を「群馬県ツキノワグマ出没対応体制構築事業 企画提案書」とすること。

(4) その他注意事項

- ・参加申込書提出後、提出期限までに企画提案書の提出がなかった場合は失格とすること。
- ・提出された書類については、ヒアリング等を行う場合があること。
- ・提出後に辞退をする場合には、速やかに連絡の上、その旨を書面（任意様式）にて提出すること。

1 1 審査

(1) 審査

書面審査

(2) 審査方法

審査委員会にて、別紙審査基準に基づき、提出書類を総合的に審査し、優先交渉者を決定する。

(3) 審査結果

企画提案書提出者へは文書にて結果を通知する。

優先交渉者については県ホームページにて公表する。

(令和8年3月11日（水）予定)

1 2 契約

- ・上記の審査に基づき決定した優先交渉者を、本事業の契約相手の候補者とする。
- ・優先交渉者との交渉が不調となった場合は、次点の者と協議を行う場合がある。
- ・企画提案書の内容がそのまま契約内容となるものではなく、県が優先交渉者と交渉し、契約内容及び委託金額を決定する。
- ・契約書の案は、群馬県ツキノワグマ出没対応体制構築事業実施業務委託契約書（案）のとおりとする。
- ・委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。

1 3 注意事項

- ・本公募は、「令和8年度群馬県一般会計予算が令和8年第1回定例県議会において原案どおりに成立すること」と、「国交付金が要望どおり交付決定されること」を前提に実施するものであるため、中止を含め事業の変更を行う場合がある。
- ・本公募に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は、誤字脱字等を除き、提出後に内容を変更することはできない。
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・提出された書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提案を無効とし、契約締結後の場合には、契約を無効とする場合がある。
- ・各種手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・令和8年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件プロポーザルについて停止等を行うことがある。これにより、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について、一切負担しない。

1 4 様式等ダウンロード

- ・群馬県ツキノワグマ出没対応体制構築事業に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・質問票（様式1）
- ・参加申込書（様式2）
- ・企画提案書（様式3）
- ・暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- ・課税（免税）事業者届出書（様式5）
- ・審査基準
- ・仕様書（案）
- ・群馬県ツキノワグマ出没対応体制構築事業実施業務委託契約書（案）

1 5 問合せ・提出先

群馬県 環境森林部 自然環境課 野生動物係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

TEL (027) 226-2874 FAX (027) 243-7702

電子メール kanshizen@pref.gunma.lg.jp